

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 国 の 行 政 機 関 －

平成15年4月

総務省行政管理局

第1 調査の目的、調査対象機関等

調査の目的：国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資する。

調査時点：①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況－平成14年3月31日現在

②行政指導の書面の交付状況及び行政指導の指針の公表状況－平成12年度～13年度

調査対象機関：全府省〔本省庁（16機関）及び地方支分部局の一部（50機関－北海道又は大阪府を管轄区域とするブロック機関及び道府県単位機関）〕

（注） 地方公共団体が国の法令に基づき行っている処分については、別途調査結果を取りまとめ公表する予定。

第2 調査結果

1 申請に対する処分

（1）審査基準の設定状況

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとされている（法第5条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数7,135種類の処分のうち、審査基準設定済みのものが6,144種類であり、9割弱（86.1パーセント）の処分について審査基準が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく稀であって、あらかじめ設定することが困難」、②「事案ごとの裁量が大きく、設定することが困難」の2つで全体の9割弱を占めていた。

（2）標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるように努めることとされている（法第6条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数7,135種類の処分のうち、標準処理期間済みのものが5,175種類であり、7割強（72.5%）の処分について標準処理期間が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく稀であって、あらかじめ設定が困難」、②「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」の2つで全体の8割強を占めていた。

今回、標準処理期間を設定していない処分について、その申請案件の処分実績（平成13年度）の内訳をみると、処分実績のないものが約8割となっていた。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めるように努めることとされている（法第12条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数5,378種類の処分のうち、処分基準設定済みのものが3,739種類であり、約7割（69.5パーセント）の処分について処分基準が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「事案ごとの裁量部分が大きく、設定することが困難」、②「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」の2つに大別される状況にあった。

(2) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合、当事者の権利保護を図る観点から、行政手続法においては、処分の内容の特殊性から聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないとされるケースを除き、聴聞又は弁明の手続を執ることとされている（法第13条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局の平成13年度における聴聞又は弁明の実施状況をみると、行政手続法の規定に則り、聴聞手続が229件、弁明手続が926件実施されていた。

一方、このうち当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま手続が終結されたものの割合は、聴聞で46.3パーセント、弁明で5.5パーセントを占めていた。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならないこととされている（法第35条）。

平成12年度から13年度の2年間におけるこれらの書面交付の実績について調査した結果、1省で1件の書面交付が行われていた（事例については本文参照）。

(2) 複数の者に対して行う行政指導の指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ共通してその内容となるべき事項を定め、公表しなければならないこととされている（法第36条）。

平成12年度から13年度までの2年間におけるこれらの公表状況について調査した結果、3省において8件の行政指導の指針が公表されていた（事例については本文参照）。